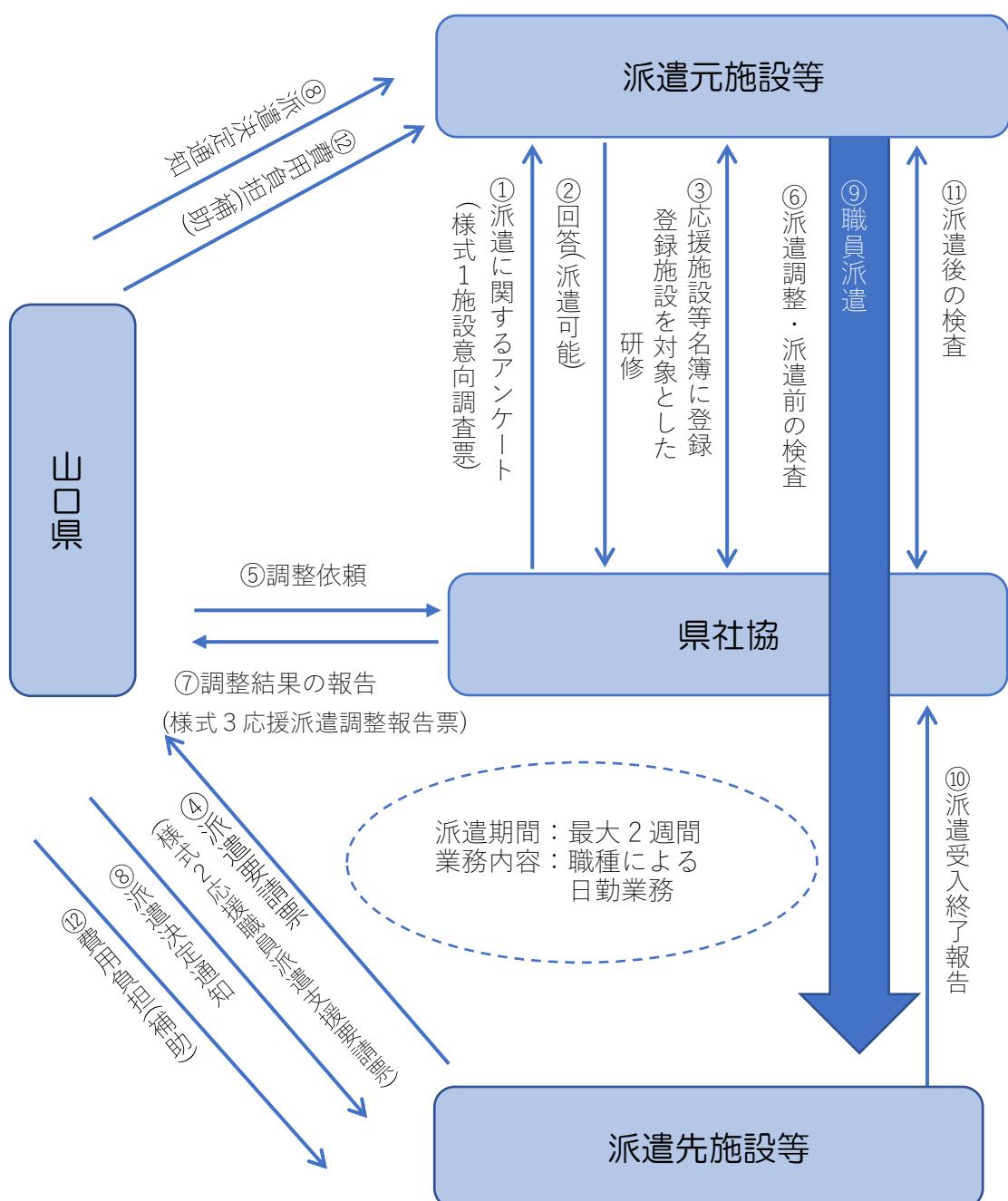


社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業 実施の流れ

令和5年9月 社会福祉法人山口県社会福祉協議会

社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下、県社協）では、今年度も引き続き、山口県からの委託を受け、介護・障害福祉サービス事業所・施設等で働く職員等が新型コロナウイルス感染症に感染すること等により、職員が不足し、事業運営が困難となった事業所・施設に他の事業所・施設から応援職員を派遣し、事業所・施設等のサービス提供を継続するための応援職員の派遣調整に係る事業を実施します。

1. 応援体制のしくみ



2 感染施設発生前の準備（しくみ①、②、③）

1) 応援職員の派遣が可能な施設等（以下、「応援施設等」）の募集

新型コロナウイルス感染症の感染等により職員が不足する施設等に対する応援職員の派遣に協力可能な場合は、応募する。

応援施設等に登録しなければ、自らの施設においてクラスターが発生したときに支援は受けられないという訳ではなく、職員派遣の協力ができない施設において、クラスターが発生し、応援職員が必要となった場合でも支援対象となる。

※様式 1 施設意向調査票

①応援職員の派遣可否の意向、②応援施設等の情報（名称、所在地、施設長名、床数、職員数、併設施設等、施設保険加入の有無、連絡先等）、③応援職員の人数、④応援職員の派遣可能日数及び業務、⑤その他応援に際しての要望

2) 応援職員派遣に関する研修

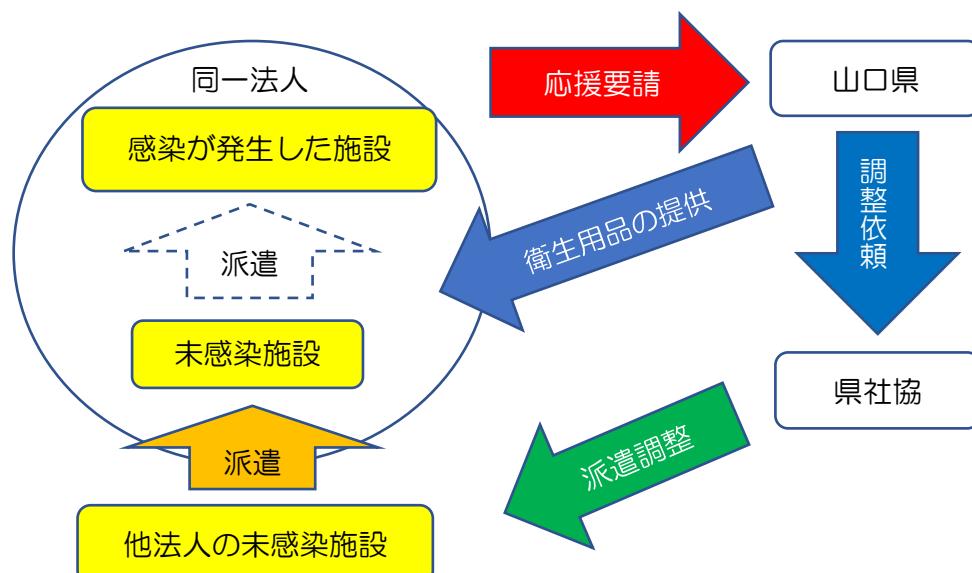
県社協は、応援施設向けに本事業の説明及び新型コロナウイルス感染症対策に関する研修を行う。応援施設等は、県社協が行う研修により、本事業の内容を把握するとともに、派遣に備えて新型コロナウイルス感染症対策に関する知識を深め、自らの施設等での感染発生に備える。

3 感染施設発生時の対応（しくみ④～⑪）

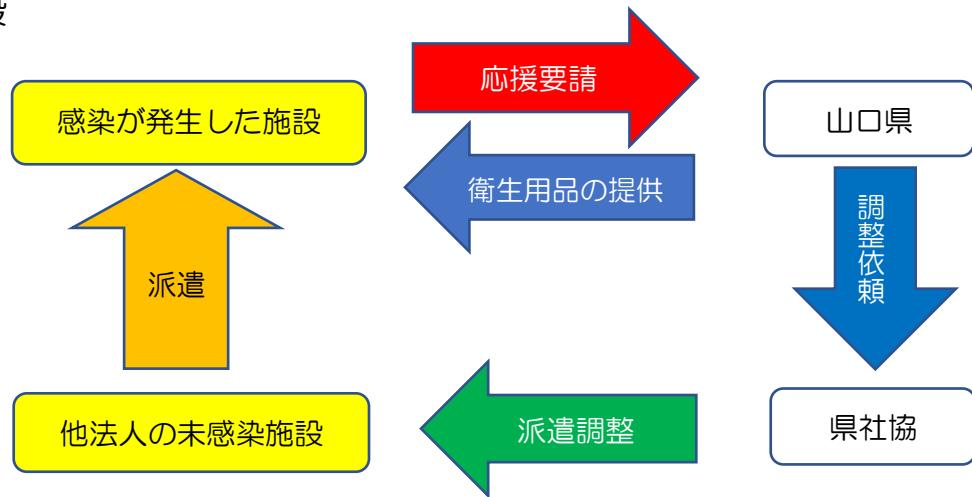
1) 応援職員の派遣要請（しくみ④）

新型コロナウイルス感染者が発生した施設等（以下、「感染施設等」）で、次の（1）又は（2）に該当する派遣を受けたい施設等は、山口県長寿社会課又は障害者支援課（以下、山口県）に応援職員の派遣要請を行う。※様式 2 応援職員派遣支援要請票

（1）複数の施設等を設置する法人の施設等で、感染施設等の支援のため同一法人内の別の施設（以下、「同一法人内別施設等」）の介護職員や生活支援員等が入ることにより、結果的に職員等が不足する施設



(2) 単一の施設等のみを設置する法人の施設等で、必要に応じたアルコールなどによる消毒等が実施され、感染施設等を設置する法人が保健所と協議の上、安全と判断された施設



2) 応援職員の派遣調整（しくみ⑤、⑥、⑦）

山口県からの応援職員の派遣調整依頼により、県社協が、応援施設等名簿の中から、応援職員の派遣を求める感染施設等を設置する法人に対して派遣職員の調整を行う。

派遣の調整に当たっては、派遣する際に必要な事項等※について、派遣元及び派遣先の両法人を仲介の上、調整を行う。応援施設等は、派遣可能な職員について施設内で調整する。

※調整事項

- ①応援職員を派遣する先の施設等名称、②応援職員の所属施設等名称及び職員の氏名、③応援職員に行わせる業務内容（介護職員・生活支援員・看護職員…利用者支援、栄養士・調理員…食事づくり、事務員…事務支援 など）、④応援派遣期間、⑤その他必要な事項

3) 派遣決定（しくみ⑧）

県社協からの調整結果を受けた県は、応援職員の派遣要請を提出した法人及び応援職員を派遣する法人に対し、派遣する際に必要な事項等を記した派遣決定の通知を行う。

4) 派遣前検査（しくみ⑥）

応援職員の派遣前の検査が必要な場合、応援職員は派遣決定後、県の実施している高齢者施設等に勤務する従事者等を対象とする抗原検査キットによる検査を派遣元施設で受ける。

5) 派遣期間中（しくみ⑨）

派遣期間は原則として1週間単位を基本として調整し、最大2週間を限度として派遣元と派遣先の両法人が合意した期間とする。

応援職員は、派遣元である応援施設の職員の身分のまま、出張により派遣されることになる。応援職員を受け入れる法人は、派遣の調整時において、あらかじめ応援職員に行わ

せることとした業務を行わせ、現場において必要な指示等をする。

なお、基本的には、応援職員は、夜勤等は行わず、日勤業務を行う。

応援職員が利用するユニフォームやマスク、手袋等の衛生用品については、応援職員を受け入れる法人において準備の上、支給又は貸与する。なお、山口県は必要に応じて衛生用品等の支援等を行う。

6) 派遣受入終了報告・派遣後検査（しくみ⑩、⑪）

応援職員の派遣が終了した際には、応援職員を受け入れた法人は県社協に派遣受入終了の報告をする。

応援職員は、県の実施している高齢者施設等に勤務する従事者等を対象とする抗原検査キットによる検査を派遣元施設で受ける。（陰性の場合、職場復帰可能とする。）

4 費用負担について（しくみ⑫）

応援職員を派遣する法人、応援職員を受け入れた法人は、応援職員派遣に要した経費について山口県へ補助金を請求する。

例) 応援職員が所属する施設や自宅、宿泊先等から派遣先施設に移動する際の交通費

応援職員が宿泊したホテル等の宿泊費

応援職員を派遣したことにより発生した割増賃金 等